

お知らせページ

○ 「かいこの学舎」実行委員会 ○
日時：2月9日（日）13:30～
会場：日本社会事業大学 研究棟 102号室
お問い合わせ：090-2629-6524 大山宛て ○

○ 「新鮮で退屈しない『訪問介護』」 ○
日時：1月22日（水）19:00～
※ 詳しくは6面を参照 ○

○ **老問研例会** ○
「障害者・高齢者総合福祉法案とその提言の意義」
日時：1月25日（土）14:00～17:00
会場：大正大学（都営地下鉄三田線「西巣鴨」下車すぐ）
報告者：荻原 康一先生（障害者生活支援システム研究会 日本福祉教育専門学校）
資料代：500円
○ お問い合わせ：0423-92-1375 白十字 西岡宛て ○

○ 「ケアの社会学」を読む ○
日時：1月28日（火）10:00～12:00
会場：橋本 宏子 先生 宅（JR「千駄ヶ谷」駅 徒歩3分）
参加費：300円
○ お問い合わせ：090-5998-2745 藤原宛 ○



○ **第12回 白梅介護福祉セミナー「地域包括ケアシステムを問う」** ○
日時：2月2日（日）13:00～16:00
会場：白梅学園大学（西武国分寺線「鷹の台」下車15分）
受講料：1,000円
定員：150名
○ お問い合わせ：042-346-5639 白梅学園大学 教育・福祉研究センター ○

○ 「世界のヘルパーさんと出会う旅」ロンドン・パリ報告会 ○
日時：2月15日（土）18:00～19:30
会場：南部労政会館（JR大崎駅 下車 徒歩3分）
参加費：500円（資料代）
○ お申し込み：03-3787-3117 藤原宛て ○

共に介護を学びあい励まし合いネットワーク

〒142-0063 東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート1F Tel・Fax：03-3787-3117
PCアドレス：ruka@ga2.so-net.ne.jp 編集責任者：藤原るか

CLA だより 第27号

14/01/15

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA（クラ）」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキアラーやケアの語源です。



撮影：北出千万城

11月11日“介護の日”の記念講演会 開催される

介護の“介”は1が4つから出来ていて、いい日でありませう。11月11日が“介護の日”と厚生労働省が平成20年に制定しました。「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する」ためです。「ぜんしきょう」でも、介護の日を知っていただき関心を高めてもらうために“介護の日・記念講演”を東京・新宿の研修センターで講師に「藤原るか」さんを招いて開催致しました。



23年間のホームヘルパーで、利用者さんは1000人以上。その経験から十人十色、百人百様の生活に関わるヘルパーの仕事を紹介。利用者者とコミュニケーションをとりながら暮らしを離れてサポートしてきた経験から、具体的な方法を紹介いただきました。



何も言わずに10秒間手を握るのがコミュニケーションの始まりです。隣同士で手を握って笑顔し納得です。



藤原さんの講演から…
■時間を気にかけることが必要
 ヘルパーでお宅を訪問する時に“時間”を気にする必要があります。昔は一度の訪問が90分ありましたが、60分になり現在は45分です。決められた時間内に、どのような仕事が終わらなくてはならないかをいつも考えなければなりません。時間を気にすることを体験いただくために、藤原さんと1分で自己紹介を行いました。この1分でヘルパーの姿に寄り添い、時間感覚の必要性と、訪問したお宅の生活に関わる仕事であることを紹介しました。

生活することは、空気のようなもの。その人にとって当たり前な生活は、他の人にはまったく違った不思議なものに思えます。カレーライスや味噌汁の作りかたや洗剤の洗い方が違うように十人十色の生活があり、ホームヘルパーはその生活に合わせたサポートが必要。そのためケア（介護）の際に哲学が必要だと新えています。訪問先の生活を互感で感じ取り、分単位での対応で生活を支えているヘルパーの大変さを理解する機会でもありました。

介護生活の中で介助やケアも必要ですが、その前に“生きる”ためのサポートが必要不可欠であることが、藤原さんの講演から感じられました。「ぜんしきょう」の“介護の時間サービス”は、利用者とその家族の「生活の質（QOL）」を高める生活援助サービスの提供であり、今後ますますその必要性が高まると“実感”しました。

さいたま地域ケア研究会 1月例会のご案内



新春1月は藤原るかさんに訪問介護について熱く語ってもらい、ヘルパーさんの現状や介護保険見直しで論点になっているいわゆる「軽度要支援切り」や、特養入所は要介護3以上に対して物申します。施設従事者の皆さんもぜひ一緒に、『介護ヘルパーは見た』世界を堪能して頂き、在宅と施設双方が相互理解を深められる会にしましょう。

**【講演会】
新鮮で退屈しない『訪問介護』
藤原 るか氏**

日時：1月22日（水）19:00～（受付18:30～）
 会場：蕨市立文化ホールくるる（JR京浜東北線「蕨」駅西口より2分）
 参加費：700円
 定員：135名

「世界のヘルパーさんと出会う旅」フランス編 2013年12月13日～20日

500円ずつ積み立てた恒例の「世界のヘルパーさんと出会う旅」。今回は、クリスマスシーズン前の格安ツアー（フリー2日間）に乗っかり、ヘルパーさんとの懇談はフリーを使ってという企画。「観光が多いなら、私も行った！」という声を残念ながら帰ってから聞いた次第。いつも視察ばかりのツアーとは限りません。通訳料金とツアー合計16万の範囲のツアーというのが基本での企画です。（次回は参加しやすい日程で「台湾」を予定しますよ！）

参加者は8名。日頃の仕事の悩みから思いっきり解放され、芸術の都パリとその近郊、ロワール地方やオンフルール。世界遺産で有名なモン・サンミッシェルを楽しんできました。今回は、ざっと旅の様子を紹介したいと思います。

ヘルパーさんとの懇談内容の詳細は、報告会2月15日（土）の夕方からの報告会でしますので、こちらにおいて下さい。



フランスのヘルパーさんとの集合写真

＜フランスでのスケジュール＞
 12月13日、成田をたってホテルに着いたのはなんと29時間後という超強行スケジュールの初日でした。そんな訳でこの日の写真はありません（笑）。

15日は、ロワール渓谷は大小30ものお城があるという地域で、私たちは「シュノンソー城」に朝一番で見学。見学者が自分たちだけという恩恵に預かりながら、クリスマスシーズンなのでモダンなツリー（があちこちにあった）。

その後、モン・サン・ミッシェルに325 Km 6時間移動。夕方に着き、2時間かけて修道院を周る。海の中に浮かび上がるその姿は夕暮れの為私のカメラでは光量不足で上手く取れなかった。近づくにつれて描いていたイメージとは違った姿。

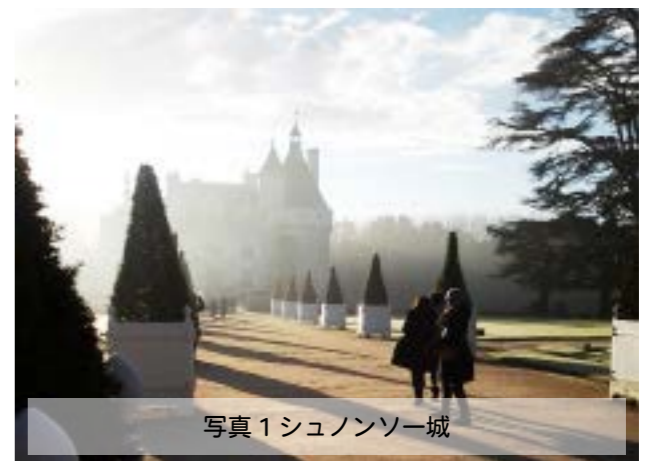


写真1 シュノンソー城



写真2 クリスマスツリー



写真3 モン・サン・ミッシェル

16日は芸術家が好んで描く、オンフルール。
そしてパリに17日の午前中はみんなでモンマルトルの丘へ。「あそこに江戸川区～」なんてはしゃいだ好展望。午後からは懇談地ブローニュの森へ。

18日は一日フリーでそれぞれ美術館めぐりというあっという間の5日間でした。驚いたことに、バスで

の移動合計1000kmという内容でした。フランスの運転手さんの腕なのか？ベンツの大型バスという車種のためなのか？覚悟をしていたバス移動での疲れはありませんでした。添乗員さんの「フランスの労働組合の中で最強の運輸労組」という乗車日、最初の説明が終日、快適な旅となったように思う。(文責：藤原)



写真4 ルオンフルールでの集合写真



写真5 モンマルトルの丘での集合写真

「介護保険」の膿がドロドロ①

全国肢障協機関紙「おげんきですか」No.1660号より転記

まだ65歳になっていないが、特定疾患とやらで介護保険の対象になってしまった。介護保険になると「介護保険優先」の原則で、車いすはレンタルとなり、毎月レンタル料を負担しなければならない。(簡易電動3,000円、普通電動6,000円位～)ただ、車いすの場合は特殊な改造を要すること等の事情があれば、自立支援法の適応となる事もある。ヘルパーの利用では介護保険を使い切ってから自立支援法が適用であり、きっちり1割の利用料がかかり、自立支援法のような利用料に対する軽減措置がないし、利用にも制限が多い。

また、障害の認定方法は非常識なものである。当初要介護3からスタートしたが、要介護2、要介護1と徐々に引き下げられた。要介護1となったら「車いすやベッドなどの福祉用具は対象外なので、医者に一筆書いて貰ってこい」と(ケアマネジャー?)に云われ驚いた。

とりあえず主治医へいくと「そうなんだ。あなたのように立てない、歩けない者が要介護1となり、車いすが使えないので医者の証明を取りに来る人が多い。ひどい制度だ。次回の判定の時、『今日は何曜日ですか?』と聞かれたら、『給料日』と答えなさい。すぐ要介護4になる」と怒っていた。

認定方法を調べて驚いた。車いすを使用している状態で調査することになっている。介護保険は、心身の障害の程度を計るのではなく、生活の介護必要性を計るので車いすを使用した状態で計るのだという。

100歩譲ってそれは認めるとしても、要介護1は車いすが利用できない。車いすを使用した状態で調べ、その結果車いすを利用できない要介護1に認定する制度とはなんだ。とても普通の人では理解できない制度、つまり非常識な制度だ。

私は市の担当者に云った。「わかりました。介護保険で車いすが使えない認定ならば、原則に戻って自立支援法で車いすを申請します。障害福祉課へその旨お伝え下さい」と。

県の審査会に審査請求をした。結果は当初の要介護1の認定を取消し、要介護2とする、というものであった、しかし主張した認定方法と介護度区分の矛盾については、全く触れられることなく、残念だった。制度そのものの矛盾は裁判で争うしかない。

介護保険が障害者の生活を引き下げる事はゆるされない。わが身に怒る事例については、大いに声を上げ問題点を指摘する必要がある。

2013.01(一寸の虫:いっすんのむし)

「介護保険」の膿がドロドロ②

「大阪・堺市」介護保険適正化事業はここまでやるか！ ～正月7日に出た、裁判の不当判決。ケアマネ公務災害裁判～

この裁判の内容を知ったのはフェイスブックの記事からです。今まで、公務災害という裁判への関心は「腰痛」等だろうという思い込みがあって、記事を読んでいたことが、新年早々、反省し紹介記事として転載します。

「介護保険適正化事業」の強化スタンスを取る大阪・堺市は今年、全国に例をみない生活保護受給者に対し、居室まで市が立ち入り調査を実施するとの報道(ケアマネジメント・オンライン)があったばかりで、そのスタンスからして、プランを信頼して生活の質を問題とはせずに、税金の不正受給が有るとばかり調査を掛ける自治体である事が明白になっている。そんな方針を持った、上司の下で勤務した方が、精神症状を発症しての裁判。驚くなかれ、濡れ衣を着せての「解雇」なのである。しかも裁判で争いになって居るにもかかわらず「調査」さえしないという怠慢の態度を裁判所が認めるなど、あってはならない事件。

パソコンに「オンブズマン放談」で入力すると裁判での陳情の①～④までが読めます。私は陳情書の中の③で、上司との衝突の最初が「通院介助時の買い物」

について見解の相違に注目しました。私自身も事業所内で、ケアマネやサービス提供責任者と対立した事のある事例だったからです。最近も「ケアマネ」について話すサービス提供責任者が「ケアマネがまずどちらを向いているタイプかを分類する」との話。「利用者」をむいているのか?「行政」を向いているのか?という分類を考え対応をするという悲しい事態。介護保険法の理念に乗っ取り「自立した生活をサポートする事を社会化するシステム構築」に力を割く討論とすべきです。今後も介護保険改訂内容でもある「生活援助」を巡ってもボランティアに任せる方なのか、専門的ケアの介入が必要な方なのかについてや、利用料金の負担など自己申告的なあいまいな施策で、現在移推している訳ですが、生活概念がなく、理解しがたい制度に投げ出される高齢者に対し、サポートするケアマネや包括支援センターは何処を向いて仕事をする必要があるのかを問う裁判となって居ます。

私達、ホームヘルパーは生活を共有し、理解し合いながら実践を進めて、制度に物を申す一年として行きたいと思います。

オンブズマン放談「高裁不当判決に怒る! ケアマネ公務災害裁判」より転載

2014年になって初めての会議(ケアマネ公務災害裁判会議)は、「敗報」で始まった。堺市が2006年に介護保険事業者に対する「給付適正化指導」のために雇用した非常勤ケアマネの前職での「不正関与」を疑い、仕事を取り上げ、解雇通告まで行い、メンタルを発症させ、退職に追いやったという事件。公務災害として認めよ、との裁判をたたかっていたが、大阪地裁で敗訴、そして大阪高裁でも、昨年12月26日に「控訴棄却」の判決。判決文は昨日(1月7日)に届いた。

詳しくは

ケアマネ公務災害裁判 陳述書① (<http://ombudsman.blog61.fc2.com/blog-entry-1390.html>)

ケアマネ公務災害裁判 陳述書② (<http://ombudsman.blog61.fc2.com/blog-entry-1391.html>)

ケアマネ公務災害裁判 陳述書③ (<http://ombudsman.blog61.fc2.com/blog-entry-1392.html>)

ケアマネ公務災害裁判 陳述書④ (<http://ombudsman.blog61.fc2.com/blog-entry-1393.html>)

判決は、地裁の不当判決をそのまま踏襲し、「不正関与を疑ったのは、公務とは関係ない」と決めつけている。

本人は、不安抑うつ症を発症し、いまだに一進一退を繰り返す病状。今日の弁護士との打ち合わせ会議にも出席できない状態。昨年には、自殺未遂で、救急搬送されている。

そんな状態の彼女にこんな冷酷非道な判決文は読ませたくない。

しかし、最高裁に上告してたかうかどうかは、最終的には当事者である原告が決めること。

判決文を読み、会議にも出てこれない本人のことを思いながら怒り心頭である。

健康で意欲満々で、看護師やケアマネジャーと掛け持ちで、堺市の非常勤認定調査員としても5年間も働いてきた人間を、濡れ衣を着せて、イジメ抜いた上で、使い捨てるといふ、堺市当局の起こした犯罪的行為を私はぜったいに許すことはできない。

上告期限までとわずか。どうか本人の状態の改善と、前向きな決意を期待する。